

令和7年度 随時募集〈中妻住宅〉

熊谷市営住宅 入居者募集案内

令和7年 7月～令和7年10月

令和7年12月～令和8年 1月

市営住宅とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

募集住宅一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2〈差込〉

入居申込みのスケジュール・・・・・・・・・・P3～P4

入居申込み上の注意等・・・・・・・・・・P5～P7

市営住宅申込みに必要な書類・・・・・・・・P8～P10

収入月額計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・P11～P12

入居手続きについて・・・・・・・・・・P13

入居後について・・・・・・・・・・・・・・・・P13

記入例、資料Ⅰ～資料Ⅱ・・・・・・・・・・P14～P36

住宅情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・P37～P39

市営住宅とは

市営住宅は、住宅に困っている所得の少ない方々のために、建設された住宅です。比較的安価な家賃額で入居できますが、他の民間住宅とは異なり、いろいろな義務や制限が条例等で定められています。

また、子育て中の若い世帯やご年配の方、障がいのある方などさまざまな方が入居しています。お住まいいただく皆様にはルールやマナーを守っていただきますようお願いいたします。

1 団地自治会活動への参加にご協力ください。

市営住宅の自治会は、団地敷地内の管理活動を行っているほか、入居者相互の親睦活動、共益費の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで不可欠な組織です。入居後は団地自治会活動に入会いただき、明るい住まいづくりにご協力ください。

2 共益費や駐車場使用料は別途かかります。

市営住宅では、家賃のほかに共同で利用する施設等の管理費用が必要となります。共益費は各団地により負担金額が異なり、それぞれの団地の自治会が管理しています。

駐車場は、市から使用承認された方のみ利用することができます。ご利用の場合は駐車場使用申請が必要です。家賃とは別に駐車場使用料がかかります。

3 毎年の収入申告や世帯の異動に伴う手続きが必要です。

入居後も毎年、収入の申告を行うことや、同居・転出等が発生した場合は、市役所への届け出とともに埼玉県住宅供給公社への手続きが必要となります。

4 お部屋の修繕は必要最低限です。

お部屋は、皆様にご入居いただく前に、修繕やクリーニング等を実施しておりますが、床、壁、天井、木枠、建具等にキズや色染みなどが残っている場合があります。

残っていたキズや色染みは、住宅の使用に支障のない場合そのままご使用いただきます。

あらかじめご理解ご了承のうえ、お申込み・ご入居いただきますようお願いいたします。

5 ペットの飼育や一時預かり、給餌は禁止です。

犬、猫、鳥類その他の動物飼育（一時預かりを含む）及び給餌を禁止しています。

令和7年度 随時募集住宅一覧

■随時募集

受付期間：令和7年 7月1日（火）～令和7年10月31日（金）

令和7年12月1日（月）～令和8年 1月30日（金）

○单身・一般兼用住宅（单身、一般世帯が申し込める住宅）

申込番号	住宅名	号棟	号室	建設年度	間取	階数	家賃(円)
1	中妻住宅	2	301	S59	3DK(6・6・6)	3	19,800～38,800
2	中妻住宅	2	206	S59	3DK(6・6・4.5)	2	17,200～33,800
3	中妻住宅	3	103	S60	3DK(6・6・6)	1	20,300～40,000
4	中妻住宅	3	202	S60	3DK(6・6・6)	2	20,300～40,000
5	中妻住宅	3	301	S60	3DK(6・6・6)	3	20,300～40,000

●中妻住宅の施設、設備等

ガス …プロパンガス
 トイレ …洋式トイレ
 EV（エレベーター） …無
 駐車場 …あり

●住宅の所在地等については、住宅情報 P37～P39 を参考にしてください。

入居申込みのスケジュール（申込みから入居まで）

随時募集

申込み資格の確認

「入居者募集案内」5～6 ページ記載の「申込み資格」で確認してください。
記入間違いのないように注意してください。

申込みの方法

まず、埼玉県住宅供給公社 熊谷支所へお電話でお申込みください。
電話申込み後、「市営住宅入居申込書」「同意書」とともに全員の方が提出する書類(8 ページ)及び該当者提出書類(9～10 ページ)の該当する書類を郵送してください。
先に申込者の登録があった場合、次点登録となります。
先に申し込まれた方が入居資格審査により失格、あるいは辞退された場合に、申込みについてご案内させていただきます。
熊谷市役所営繕課では受付できません。

【電話申込み期間】 令和7年7月1日(火)～令和7年10月31日(金)

令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)

【お申込み先】 048-577-6043

【郵 送 先】 〒360-0826 熊谷市赤城町 1-147-2
埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 市営住宅担当

書類の確認、不足及び不備書類の連絡

書類の確認及び不足書類の請求は、申込み期間中随時行います。
不足書類の提出は、その都度期間を設定いたします。
※不足書類を期限後に提出した方は失格となりますのでご注意ください。

入居資格審査

入居資格審査の結果を随時送付いたします。
なお、提出いただいた書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警察本部に照会します。
この照会に該当された世帯は失格となります。

入居手続きに必要な書類

入居予定者の方には「市営住宅入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納入通知書」等入居手続きに必要な書類を送付します。



入居手続き書類の提出

入居予定者は、「市営住宅入居請書」「敷金(家賃の3か月分)納付書兼領収書の写し」「緊急時等連絡先になられる方(1名)の「本人確認書類の写し(顔写真付)」を提出してください。



入居説明会及び鍵渡し

入居に際しての手続きや注意事項について説明会を行います。

【会場】埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 2階会議室



入居

入居可能日から15日以内に入居してください。

家賃は入居可能日より発生します。入居しましたら、室内の状態や設備等をご確認ください。異常・不具合等があった場合は、埼玉県住宅供給公社までご連絡ください。

☆郵便局、水道、電気、ガスの手続きも速やかに行ってください。



入居完了

入居後14日以内に熊谷市役所市民課にて住民登録の手続き(転入・転居)を行ってください。入居完了後、7日以内に「入居完了届」「住民票(世帯全員・続柄記載)」「室内確認書」を埼玉県住宅供給公社 熊谷支所へご提出ください。

入居申込み上の注意等

1 申込み資格(共通要件)

市営住宅に申込みできる方は、次の①から⑥までのすべての要件を備えていることが必要です。ただし、単身の方でも単身入居要件(P6 別記 1)に該当する方は、申込みできます。

※単身とは申込者本人に現に戸籍上の配偶者がいないこと、及び同居できる親族がいないことです。

※各年齢は、申込み日時点で条件を満たしている必要があります。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚約者を含む)があること。

【注意事項】

- ア) 夫婦のどちらか一方が子供と申込みする場合(DV 被害者の方を除く)、2親等だけ(兄弟姉妹・祖父母と孫だけ)で申し込む場合等、社会通念上著しく不自然な世帯分離は除きます。
- イ) 婚約中で申し込む場合は、入居可能日の前日までに入籍したことが確認でき、かつ同時に入居することが条件となります。
- ウ) 内縁関係、事実婚(パートナーシップを含む)の場合、以下のいずれかであること。
- ・双方に配偶者がおらず、かつ住民票で1年以上の同居が確認できること。
 - ・パートナーシップの関係にある方は市町村の発行する証明又は受理書等の取得者。
入居可能日の前日までに、熊谷市発行のパートナーシップ宣誓証明書の写し又は宣誓証明カードの交付を受けたことを確認でき、かつ同時に入居することが条件となります。
- エ) 事実上婚姻関係が解消した世帯で申し込む場合は、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていること又は配偶者と1年以上別居していることを住民票等で確認できること等が条件となります。

- ② 入居しようとする世帯の収入月額が、次の基準内にあること。

入 居 者 区 分	収 入 月 額
本 来 入 居 者 (一般階層)	158, 000円以下
高齢者世帯等(P6 別記 2) (裁量階層)	214, 000円以下

※ 収入月額とは、入居しようとする世帯全員の1年間の所得から、一定要件の控除額を差し引いた金額を12で除したものです。

- ③ 熊谷市内に住所又は勤務場所があること。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
なお、自己所有の住宅や地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅に居住している方は「住宅に困窮」しているとは認められません。
- ⑤ 市税(国民健康保険税、軽自動車税を含む)等を滞納していないこと。
- ⑥ 申込者本人を含めた同居世帯の全員が暴力団員でないこと。

単身入居要件及び高齢者世帯等の収入基準緩和要件

(別記1) 単身入居要件

次のいずれかに該当する方は、単身であっても市営住宅入居の申込みをすることができます。

ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める方を除くものとします。

- ① 60 歳以上
- ② 障がい者で次のいずれかに該当する
 - ・1 級～4 級の身体障がい者手帳の交付を受けている
 - ・1 級～3 級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ・㊤、A、B、C に該当する療育手帳の交付を受けている
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている(障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで、又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症)
- ④ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑤ 生活保護受給者又は特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者
- ⑥ 海外引揚者(本邦に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない)
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等
- ⑧ DV被害者(配偶者暴力防止等法第1条第 2 項に規定する被害者で保護が終了した日(一時保護含む)または、裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない)

(別記2) 高齢者世帯等の収入基準緩和要件 (裁量階層)

入居にあたって、同居しようとする親族に、次のいずれかに該当する方がいる場合の収入月額基準は「158, 000 円以下」から「214, 000 円以下」まで緩和されます。

- ① 入居者が 60 歳以上であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満である場合(60 歳以上の単身入居者も該当します。)
- ② 障がい者で次のいずれかの手帳の交付を受けている
 - ・1 級～4 級の身体障がい者手帳
 - ・1 級、2 級の精神障がい者保健福祉手帳
 - ・㊤、A、B の療育手帳
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている(障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ 2 の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ 3 の第1款症)
- ④ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑤ 海外引揚者(本邦に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない)
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等
- ⑦ 同居者に中学校卒業前までの子がいる方

※各年齢は、申込み日時点で条件を満たしている必要があります。

※ 申込みにあたっての注意点

- ☑ 申込者本人が成人であること。
- ☑ 申込書提出後は、「入居希望住宅」を変更することはできません。
- ☑ 申込書類の返却はできません。
- ☑ 熊谷市役所 営繕課での申込受付は行うことができません。
- ☑ 一世帯で2通以上の申込みをしたとき、又は同一人の氏名を 2 通以上申込みをしたときは失格となります。
- ☑ 申込内容が虚偽、誤り、不備があったときは失格となります。
- ☑ 申込後、住所及び電話番号の変更の連絡がなかったため連絡が取れなくなった場合、失格となります。
- ☑ 住宅内での動物の飼育は禁止です。一時的に預かることもできません。
動物の飼育をしないことを誓約し履行できること。現時点、ペットを飼育している方の申込みは受付できません。
動物を飼育していることを発見した場合又は騒音の発生等、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたときは、条例の規定により明け渡しの対象となります。
- ☑ 住宅の転貸や入居の権利を譲渡、無断で住宅以外の用途に使用したときは明け渡しの対象となります。
- ☑ 照明器具、ガスコンロ、エアコン、網戸、キッチンの瞬間湯沸し器等は入居者の方にご用意いただきます。部屋によっては、エアコンの室外機が設置できない場合がありますので、窓用エアコンを設置してください。
- ☑ 入居資格審査や部屋の修繕等に期間が必要なため、即日入居はできません。

市営住宅申込みに必要な書類

1 [申込者全員に提出していただく書類]

No	書類の種類	ページ 発行	書類の内容
1	市営住宅 入居申込書	P15～P16 (資料1)	・市営住宅入居申込書
2	同意書	P17 (資料2)	住所・氏名等の記名が必要です。
3	世帯全員の住民票	市民課	世帯全員で続柄の記載のあるもの
4	令和7年度 (令和6年分) 所得の証明書	市民税課	次のいずれかの書類 ・所得・課税証明書 ・所得・非課税証明書 入居しようとする方の全員分が必要です。 (中学生以下は不要) ※1月に申し込みの場合は次の書類も必要です。 給与所得者…前年分の給与所得源泉徴収票 年金受給者…前年分すべての年金源泉徴収票
5	完納証明書	納税課	入居しようとする方の全員分が必要です。 (中学生以下は不要)
6	現在住んでいる 住宅の証明書		民営のアパート、貸家等に住んでいる方 ・賃貸契約書の全ページの写し(契約期間内)
		P19 (資料3)	社宅等で賃貸借契約書のない方 ・入居証明書
		資産税課	親族等の家に住んでいる方 ・家屋の固定資産評価証明書(所有権記載のもの) (共有名義の場合は、共有者全てがわかるもの)

(注) 住民票等の各種証明書は、発行後3か月以内のものを添付してください。
記入するものを除き、写しと記載のない書類はすべて原本が必要です。
マイナンバーカードをお持ちの方は、行政機関発行の書類であればお近くのコンビニエンスストアで取得できる場合があります。

2 【該当する方のみ提出していただく書類】

No	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
1	申込みする前年の 1月2日以降に現在の 職場に就職した方	P21 (資料4)	・給与支払証明書 (勤務先の代表者等が証明したもの)
2	申込みする前年の 1月2日以降に自営業 を開業した方	P23 (資料5)	・収支明細書 ・税務署長に提出した開業届の控えの写し
3	申込みする前年の 1月2日以降に退職 し、現在無職の方	P25 (資料6)	次のいずれかの書類 ・雇用保険受給資格者証の両面の写し ・退職証明書 (退職した勤務先の代表者等が証明したもの)
4	市外在住で熊谷市内 に勤務先がある方	P27 (資料7)	・在職証明書 (勤務先の代表者等が証明したもの)
5	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	市民課	・戸籍謄本(親子別戸籍の場合は双方のもの)
6	配偶者のいない成人 (単身入居予定の方含む)	市民課	・戸籍謄本(配偶者のいないことが確認できるもの)
7	単身で申し込む方	市民課 P29～P30 (資料8)	・戸籍謄本(配偶者の有無が確認できるもの) ・自活状況申立書
8	生活保護受給者	生活福祉課	・生活保護受給証明書(福祉事務所発行のもの)
9	障がい者等の認定を 受けている方		次のいずれかの書類 ・身体障がい者手帳の写し ・精神障がい者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し ・戦傷病者手帳の写し
10	寡婦控除に 該当する方	市民課	戸籍謄本(配偶者の有無が確認できるもの)
11	原子爆弾被爆者		被爆者健康手帳の写し
12	特定中国残留邦人で 支援給付を受給して いる方		支援給付受給証明書
13	ハンセン病療養所等 に入所していた方		入所証明書

(次のページへ続く)

	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
14	婚約中の方 (入居可能日から同居することが条件)	P31 (資料9)	・ 婚約申立書
		市民課	・ 続柄記載の住民票 (それぞれの方のもの)
		市民課	・ 戸籍謄本等 (入居可能日の前日までに婚姻したことが確認できるものを入居可能日前日までに提出)
15	内縁関係、事実婚 の关系到該当する方	P33 (資料10)	・ 内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書
		市民課	・ 1年以上の同居(申込み締切日時点)が確認できる世帯全員で続柄記載の住民票
		市民課	・ 戸籍謄本(それぞれの方のもの)
16	パートナーシップの 关系到該当する方	P33 (資料10)	・ 内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書
		人権 政策課	・ パートナーシップ宣誓証明書の写し 又は ・ パートナーシップ宣誓証明カード両面の写し
17	DV 被害者世帯		次のいずれかの書類 (発効5年以内) ・ 配偶者暴力相談支援センターの長の入所の証明 ・ 母子生活支援施設の長の入所の証明 ・ 裁判所が決定した保護決定書の写し
18	事実上婚姻関係が 解消した世帯	P35 (資料11)	・ 申出書
		市民課	・ 戸籍謄本
			次のいずれかの書類 ・ 家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書 ・ 児童扶養手当証明書 ・ 1年以上の別居が確認できる双方の世帯全員の住民票 (続柄記載) (同居しない配偶者の住民票が入手不能の場合は、1年以上前に住所異動したことを証する書類 (戸籍の附票))
19	日本国籍のない方		・ 在留カード又は特別永住者証明書 (カード) 表裏の写し(世帯全員)
20	自宅をお持ちの方		・ 自宅に居住継続が不可能なことを証明するもの (家屋等売買契約書の写し、土地収用等証明書の写し、競売開始通知書の写し等)

収入月額計算方法

○年間収入金額から計算する場合

自営業の方・年の途中で就職又は退職された方等は、【A】から計算してください。
課税年金所得者は、【B】から計算してください。
非課税年金受給者の方は年間所得金額はありません。

は、収入がある方が2人以上の場合に使用してください。

年間収入金額

①' 円

②' 円

③' 円

○年間所得金額から計算する場合

給与所得者等は【C】から計算してください。
源泉徴収票は所得控除後の欄の額です。

【A】年間収入金額から年間所得金額を算出

ア) 端数処理

推定年間収入額を下記の表に従って端数処理をします。

年間収入金額の範囲	端数整理の方法・結果
1,618,999 円以下	端数整理しない
1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,619,000 円
1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,620,000 円
1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,622,000 円
1,624,000 円以上 1,627,999 円以下	1,624,000 円
1,628,000 円以上 6,599,999 円以下の場合、次の計算を行い端数整理する。 ※推定年間収入を4,000で除して小数点以下を切り捨て、これに4,000を乗じる。 例) 2,131,987 ÷ 4,000 = 532.9967 → 532 × 4,000 = 2,128,000	
6,600,000 円以上	端数整理しない

端数整理の結果

①" 円

②" 円

③" 円

イ) 年間所得金額の計算

端数整理した金額を下記の表により年間所得金額を計算します。

端数整理後の年間収入金額	年間所得金額
550,999 円以下	0 円
551,000 円以上 1,627,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 - 550,000 円
1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 × 0.6 + 100,000 円
1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 × 0.7 - 80,000 円
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 × 0.8 - 440,000 円
6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	年間収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	年間収入金額 - 1,950,000 円

年間所得金額(一般)

① 円

② 円

③ 円

【B】年金収入から年間所得金額を算出

公的年金の源泉徴収票の支払い金額又は年金の支払い通知書合計額を下記の表により計算します。

(国民年金・厚生年金・共済年金等の課税年金受給者の方)

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額
65 歳以上	1,100,000 円以下	0 円
	1,100,001 円以上 3,299,999 円以下	年金額 - 1,100,000 円
	3,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額 × 0.85 - 685,000 円
65 歳未満	600,000 円以下	0 円
	600,001 円以上 1,299,999 円以下	年金額 - 600,000 円
	1,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額 × 0.85 - 685,000 円

年間所得金額(年金)

① 円

② 円

③ 円

※遺族年金・障がい者年金・老齢福祉年金等の非課税年金受給者の方は、年間所得金額は0円となります。

給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が〔給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)〕-10万円=給与所得控除後の金額から控除する額

【C】世帯の総年間所得金額の計算

全員の年間所得を合計します。

年間所得金額	年間所得金額	年間所得金額	世帯の総年間所得金額
① 円	② 円	③ 円	【C】 円

次のページ E へ

【D】控除金額の計算

該当するものを選択し、控除額を計算します。

控 除 名		控 除 の 対 象 者	控 除 金 額	
一般控除 (同居・扶養親族)		入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。(遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。)	380,000 円× ＝	人 円
特 別 控 除	給与所得等	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000 円× ＝	人 円 (所得金額が 10 万円未満である場合には、当該所得額)
	老人扶養親族	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方がいる場合 (扶養親族には同一生計配偶者も含む)	100,000 円× ＝	人 円
	特定扶養親族	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	250,000 円× ＝	人 円
	障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 児童相談所などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 (イ) 2 級、3 級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 (ウ) 3 級～6 級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 (エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第一款症までの方 (オ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度でア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000 円× ＝	人 円 (同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象)
	特別障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 心神喪失の状況にある方 (イ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で 1 級の方 (ウ) 児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された方 (エ) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で 1 級・2 級の方 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第三項症までの方 (カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (キ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 (ク) 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000 円× ＝	人 円 (同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額が大きいものが対象)
	ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない方で、次の要件すべてに当てはまる方 (1) 生計を一にする子供がいること (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000 円× ＝	人 円 (所得額 35 万円未満の場合は当該所得額)
	寡婦	所得者本人が、(ア)から(ウ)のいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてに当てはまる方 (ア) 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 (イ) 夫と死別してから婚姻していない方 (ウ) 夫の生死が明らかでない方 (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000 円× ＝	人 円 (所得額 27 万円未満の場合は当該所得額)
控除額合計 (総控除額)			【D】 円	

【E】収入月額計算

世帯の総年間所得金額から総控除額を差し引き 12 で割ります。

前ページ【C】から

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の総年間所得金額} \\ \hline \text{【C】 円} \\ \hline \end{array} \right. - \begin{array}{|c|} \hline \text{総控除額} \\ \hline \text{【D】 円} \\ \hline \end{array} \left. \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

入居手続きについて

入居予定者となった方には「市営住宅入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納入通知書」を送付いたします。承認のあった日から10日以内に手続きを行ってください。

1 敷 金

入居手続きの際に、家賃の3か月分の敷金を納入していただきます。

この敷金は、退去されるときにお返しいたします。

2 緊急時等連絡先

入居の際には、緊急時等連絡先が必要となります。

緊急時等連絡先は、入居者と連絡が取れなくなった場合や入居者が倒れた場合などの緊急時に連絡が取れ、対応できることが条件となります。

また、入居手続きの際に緊急時等連絡先になれる方には「市営住宅入居請書」「同意書」に記名していただき、併せて「本人確認書類の写し(顔写真のあるもの)」を提出していただきます。

入居後について

1 家 賃

家賃は、引越し日にかかわらず、入居可能日より発生いたします。

家賃額は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件が加味されて決まります。

家賃の支払いは、原則として口座振替となります。

入居後は、毎年「収入申告」をしていただき、その結果に基づき次年度の家賃額を決定します。

家賃を3か月以上滞納された場合、住宅の明渡しを請求いたします。

2 自治会、共益費他

家賃の他に、共用灯や浄化槽の清掃及び共同で利用する施設の運営費用が「共益費」として入居者の負担となります。

なお、各住宅の共益費の負担額は設備内容により異なります。団地自治会等で運営・集金等を行っておりますので、住宅管理人又は団地自治会の役員の方から説明を受けてください。

3 犬、猫、鳥類その他の動物飼育(一時預かりを含む)及び給餌の禁止

犬、猫、鳥類、その他の動物の飼育(一時預かりを含む)及び給餌は禁止となります。

動物を飼育していることを発見した場合、条例等の規定により明け渡ししていただきます。

4 その他

入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例等の規定により明け渡ししていただきます。

上下左右の住戸からの生活音はある程度聞こえることがありますので、ご了承ください。

共同住宅ですので、「お互いさま」と思いやりの心を持った生活を心がけてください。

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和〇〇年〇月〇〇日

埼玉県住宅供給公社理事長 宛

市営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏)の事項を承知のうえ、熊谷市営住宅条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住 所	熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1 アパート宮町 1 0 1									
	氏 名	熊谷 太郎					電話 番 号	000-000-0000			
	勤務先	所 在 地	熊谷市赤城町一丁目 1 4 7 番地 1								
		名 称	埼玉商事(株)熊谷支店					電話 番 号	000-000-0000		
世帯構成 (現に同居し、又は同居しようとする親族等)	続 柄	ふ り が な	生 年 月 日				年 齢	職 業	障がい区分 等級		
		氏 名	年	月	日	区 分			級		
	本 人	くまがや たろう	昭 平 令	48	5	14	51	会 社 員	身 体 精 神 知 識 其 他		
		熊 谷 太 郎									
	妻	くまがや はなこ	昭 平 令	48	1	29	51	パ ー ト	身 体 精 神 知 識 其 他	2	
		熊 谷 花 子									
	子	くまがや じろう	昭 平 令	18	8	10	17	高 校 生	身 体 精 神 知 識 其 他		
		熊 谷 次 郎									
	子	くまがや なおこ	昭 平 令	21	12	1	14	中 学 生	身 体 精 神 知 識 其 他		
		熊 谷 直 子									
		昭 平 令						身 体 精 神 知 識 其 他			
入居を希望する住宅			現在の住宅		借家 実家 その他 ()						
住宅の種類 (該当に○印) 一般・単身・兼用・母子・高齢・障がい者			(該当に○印)								
名 称			住 宅 に 困 窮 している状況		※市営住宅へ申し込みの理由を記入ください (例) 現在住んでいるアパートが取り壊されるため 等						
(申込番号)		(住宅名)									
(例) 2		〇〇 住 宅									
□入居予定者の選定の特例 (条例第 11 条関係) 第 号該当			備考 募集住宅一覧の「申込番号」と「住宅名」を 間違いのないように必ず記入してください								
□特定入居 (条例第 5 条関係) 第 号該当											

※太線の枠内のみ、記入してください。

※「生年月日 (元号)」の区分欄については、該当を○で囲んでください。

※本人及び同居者に障がいをお持ちの方がいる場合は、「障がい区分・等級」欄の該当項目を○で囲み、等級を記入してください。

(表)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

埼玉県住宅供給公社理事長 宛
市営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏)の事項を承知のうえ、熊谷市営住宅条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住 所										
	氏 名						電 話 番 号				
	勤務先	所 在 地									
		名 称						電 話 番 号			
世帯構成 (現に同居し、 又は同居しようとする親族等)	続 柄	ふ り が な	生 年 月 日			年 齢	職 業	障がい区分 等級			
		氏 名	年	月	日			区 分	級		
	本 人		昭平令					身 体	精 神	知 的	
								其 他			
			昭平令					身 体	精 神	知 的	
								其 他			
			昭平令					身 体	精 神	知 的	
								其 他			
			昭平令					身 体	精 神	知 的	
								其 他			
		昭平令					身 体	精 神	知 的		
							其 他				
入居を希望する住宅			現在の住宅			借家 実家 その他 ()					
住宅の種類 (該当に○印) 一般・単身・兼用・母子・高齢・障がい者			(該当に○印)								
名 称			住 宅 に 困 窮 している状況								
(申込番号)		(住宅名)									
☐ 入居予定者の選定の特例 (条例第 11 条関係) 第 号該当						備考					
☐ 特定入居 (条例第 5 条関係) 第 号該当											

※太線の枠内のみ、記入してください。
※「生年月日 (元号)」の区分欄については、該当を○で囲んでください。
※本人及び同居者に障がいをお持ちの方が場合は、「障がい区分・等級」欄の該当項目を○で囲み、等級を記入してください。

(裏)

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

同意書

(資料2)

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

ついては、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄にご署名をお願いいたします。

記

1. 個人情報の利用目的

- ① 賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③ 各種アンケートのお願い
- ④ 調査・統計資料の作成
- ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3. 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

申込者 住所 _____

申込者 氏名 _____

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

TEL 048-829-2863 FAX 048-824-3786

メールアドレス privacy@saijk.or.jp

入 居 証 明 書

年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

住 所 _____

氏 名 _____

現在、上記の者は、 年 月 日より下記住宅に入居していることを証明します。

記

住 宅 所 在 地	
住 宅 名 称	
家 賃 (月額)	
住 宅 所 有 者	
契 約 期 間	

所 在 地 _____

証 明 者 名 称 _____

代表者名 _____ ㊞

給 与 支 払 証 明 書

氏名		採 用 年月日	年 月 日	職種		扶養家族	人
----	--	------------	-------	----	--	------	---

年 月	基 本 給	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月の総支払額
年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合 計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和 年 月 日

給与支払者 所在地

電 話

名称及び代表者氏名

印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

- ア さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。
- ウ 記載される金額は、税込額により記入してください。（手取り金額ではありません。）
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

該当される方はコピーをして
ご利用ください。

※前年 1 月 2 日以降に自営業を開業した方に提出していただくものです。

(資料 5)

収 支 明 細 書

年 月 日

1 所得者住所

電 話

氏 名

2 業 種 名

事業所所在地

電 話

事業所名称

3 事業開始年月日

年 月 日

4 事業期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 月別収支内訳

摘 要		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合 計
収 入 の 部														
支 出 の 部														
差 引														

※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

退 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日付で退職したことを証明します。

年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

	住所 _____
証明者	名称 _____
	代表者名 _____ (印)
	電話番号 _____

※この証明書は前年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

(資料7)

在 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日より当社（所）に在職していることを
証明します。

年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

住所 _____

証明者 名称 _____

代表者名 _____ ⑩

電話番号 _____

自活状況申立書 (単身入居の入居者資格認定のための申立書)

氏 名	生年月日 年 月 日生 (歳)
現住所	

《 該当するものに丸印を付け、又は記入欄に記入してください。 》

- 1 あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。

①必要とする ②必要としない

※下記の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答えください。

◎上記1で「必要としない」とお答えになった方は、最後の5の親族に関する事項のみお答えください。

- 2 現在のあなたのお住まい等の状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のお住まい等は

①住宅 ②施設・病院等 ③その他（具体的に ）

(2) 住宅にお住まいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

①1階 ②2階（エレベーター有・無） ③3階以上（エレベーター有・無）

・同居している方は

①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っている方におたずねします。

・施設・病院等の名称は（ ）

・施設・病院等の種類は ①特別養護老人ホーム ②障がい者療護施設 ③病院・診療所
④その他（ ）

・現在の施設・病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

- 3 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容（要支援、[要介護1、2、3、4、5]）

(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。

①使用している 福祉用具の種別（ ）

②使用していない

- 4 あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。

裏面表中の該当する欄に丸印を記入してください。

また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください。

項 目		①現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか。			② ①において介護（介助・援助）が必要と答えた方は、現在、介護（介助・援助）をどこから受けていますか。			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた方は、市営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか		
		必要なし	一部必要	全部必要	介護保険による 居宅介護サービス	介護保険以外による 介助・援助		介護保険による 居宅介護サービス	介護保険以外による 介助・援助	
						公的機関 （市町村保健所、支援センターなど）	民間 （ボランティア団体、NPO、親族など）		公的機関 （市町村、保健所、支援センターなど）	民間 （ボランティア団体、NPO、親族など）
基本的な動作	居宅における移動									
	食 事									
	お 風 呂									
	ト イ レ									
	着 替 え									
	炊事・洗濯・掃除等ふだんの家事									
その他	相 談									
	見 守 り									

○現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

○現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

○入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

5 生活の相談ができる親族（2名）の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏 名	住 所	年 齢	電 話 番 号	続 柄

以上の申立てのとおり相違ありません。また、熊谷市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、熊谷市が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

令和 年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

氏 名 _____

(資料 9)

婚 約 申 立 書

私たちは、 年 月 日に婚約成立し、
 年 月 日入籍予定であることを申し立てます。

年 月 日

申 立 者

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

(注) ① 入居可能日の前日までに入籍したことが確認できることが条件
になります。

② 未成年の方は親権者の同意書が必要です。

(資料 10)

内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書

私たちは、 年 月 日頃から婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活をしている関係であることを申し立てます。

年 月 日

申 立 者

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

申 出 書

年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

私は、

のため、 と戸籍上離婚していませんが、

事実上婚姻関係が解消しており、今後も同居することはありません。

申出者 住所

氏名

住宅情報

※随時募集は中妻住宅のみの募集となります。

赤城町住宅	
所在地	熊谷市赤城町一丁目 147 番地 4 〒360-0826
建設年度	昭和 54 年度
規模	中層住宅（4 階建） 24 戸
間取り	3DK
ガス設備	都市ガス（東京ガス株）
交通手段	秩父線石原駅より徒歩 10 分
その他施設	駐車場（空き待ちとなる場合があります。）駐輪場
	浴槽
学校区	市立石原小学校 市立荒川中学校

籠原住宅	
所在地	熊谷市新堀新田 516 番地 4 ほか 〒360-0842
建設年度	昭和 58 年度から平成 12 年度
規模	中層住宅（3.4.5 階建） 11 棟 248 戸
棟別間取り	2LDK（10 号棟(107・108)11 号棟（106）） 3 戸
	3DK（1・2・3・4・5・6・7・8・9・11 号棟） 208 戸
	3LDK（10 号棟 11 号棟（103・104・105）） 37 戸
ガス設備	都市ガス（東京ガス株）
交通手段	J R 高崎線籠原駅より徒歩 15 分
その他施設	駐車場（空き待ちとなる場合があります。）駐輪場 集会所
	浴槽 給湯器（10、11 号棟のみ） エレベーター（10、11 号棟のみ）
学校区	市立籠原小学校 市立三尻中学校

中妻住宅	
所在地	熊谷市下奈良 778 番地 5 ほか 〒360-0802
建設年度	昭和 59 年度から昭和 61 年度
規模	中層住宅(3 階建) 3 棟 54 戸
間取り	3DK
ガス設備	プロパンガス(熊谷液化石油ガス組合)
交通手段	JR 高崎線熊谷駅よりバス 16 分 下車徒歩 9 分
その他施設	駐車場(空き待ちとなる場合があります。)駐輪場 集会所
	浴槽
学校区	市立奈良小学校 市立奈良中学校

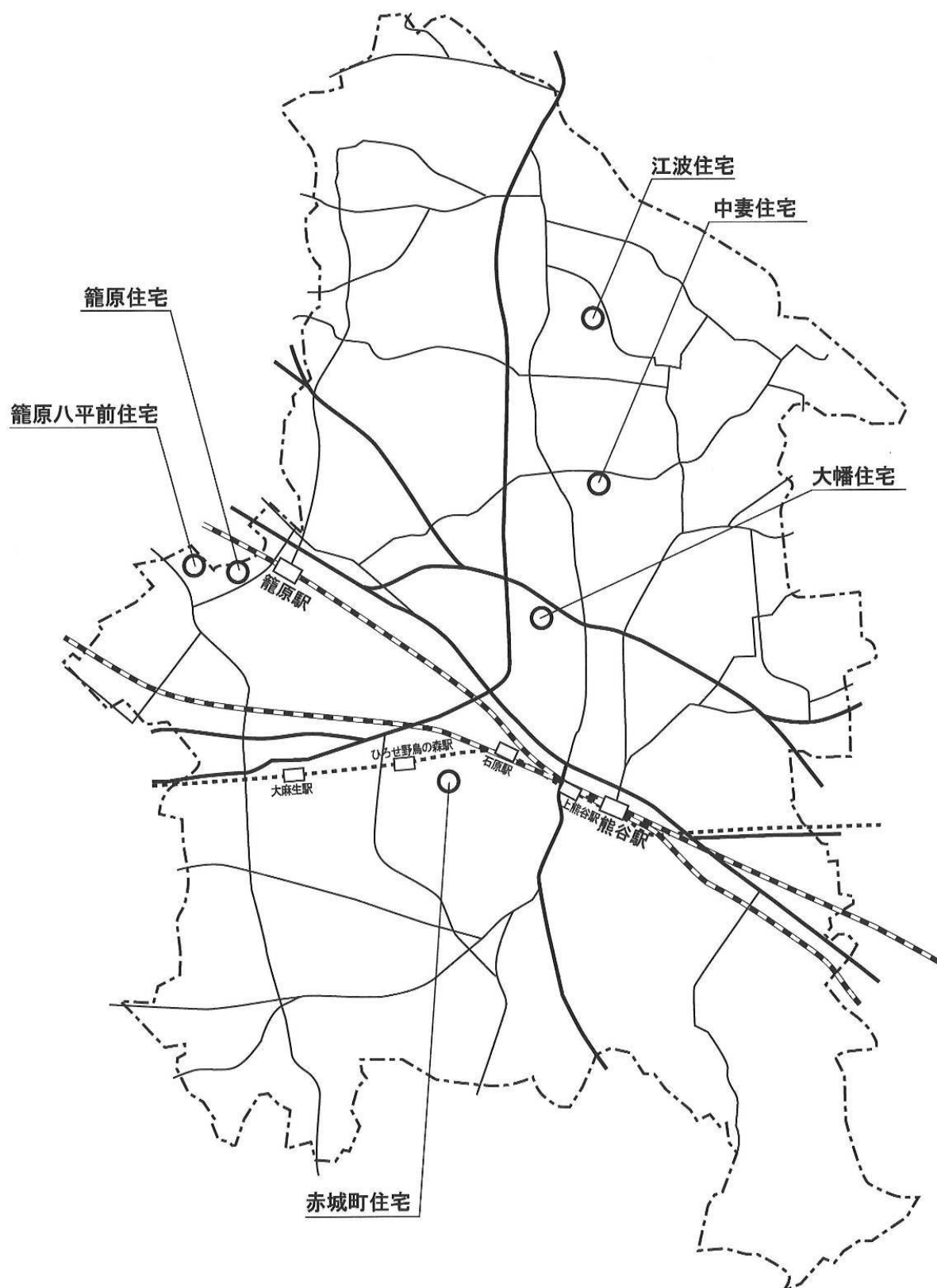
籠原八平前住宅	
所在地	熊谷市新堀 1228 番地 2 ほか 〒360-0841
建設年度	昭和 41 年度から昭和 44 年度
規模	中層住宅(4 階建) 4 棟 96 戸
棟別間取り	2DK(2・3・4 号棟) 72 戸
	2UDK(1 号棟) 24 戸
ガス設備	都市ガス(東京ガス株)
交通手段	JR 高崎線籠原駅より徒歩 20 分
その他施設	浴槽 集会所
学校区	市立籠原小学校 市立三尻中学校

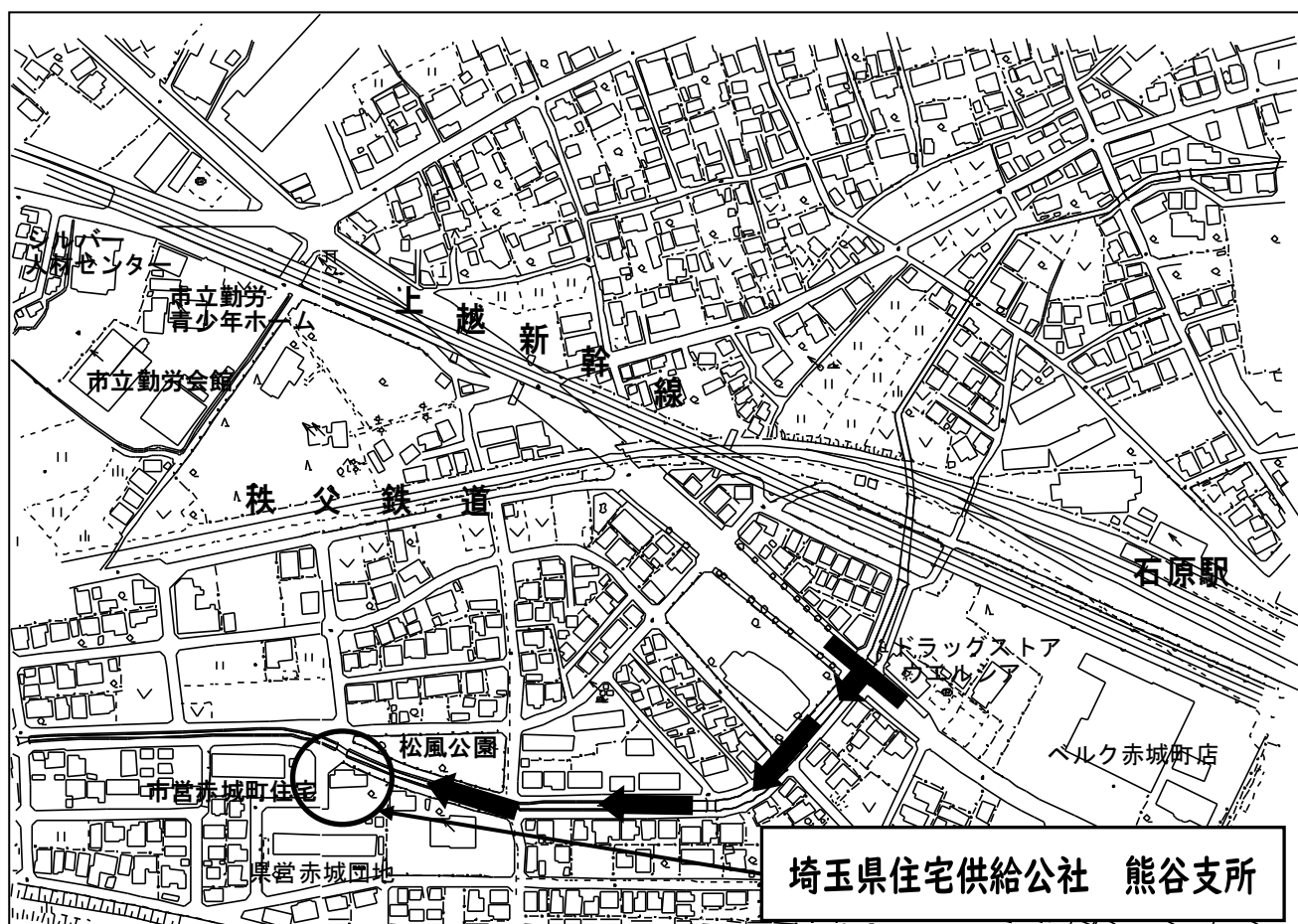
※「U」…2 畳半程のユーティリティ(多目的スペース)

大幡住宅	
所在地	熊谷市柿沼 780 番地 53 ほか 〒360-0803
建設年度	昭和 46 年度から昭和 55 年度
規模	中層住宅(3.4.5 階建) 12 棟 273 戸
棟別間取り	2DK(1・4 号棟) 48 戸
	2UDK(3・5・6・11・12 号棟) 146 戸
	3DK(2・7・8・9・10 号棟) 79 戸
ガス設備	プロパンガス(日本コークス販売株)
交通手段	JR 高崎線熊谷駅よりバス 9 分 下車徒歩 11 分
その他施設	駐車場(空き待ちとなる場合があります。)駐輪場 集会所
	浴槽
学校区	市立大幡小学校 市立大幡中学校

※「U」…2 畳半程のユーティリティ(多目的スペース)

江波住宅	
所在地	熊谷市江波 150 番地 1 〒360-0212
建設年度	平成 4 年度
規模	中層住宅(3 階建) 18 戸
間取り	2DK 12 戸
	3DK 6 戸
ガス設備	プロパンガス(埼北LP ガス協同組合)
交通手段	JR 高崎線熊谷駅よりバス 22 分 下車徒歩 15 分
その他施設	駐車場(空き待ちとなる場合があります。)駐輪場
	浴槽 給湯器(一部住戸)
学校区	市立長井小学校 市立妻沼東中学校





お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

熊谷市営住宅担当

TEL:048-577-6043 FAX:048-524-9769

〒360-0826 埼玉県熊谷市赤城町 1-147-2

受付時間

午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15

(土・日・祝日 及び 12月29日から1月3日を除く)